

地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士会鈴鹿支部（以下「乙」という。）とは、地震に係る災害の発生時における被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち地震に係る災害が発生した場合に、甲が乙の支援及び協力を得て、被災した建築物に対する応急危険度判定を迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、応急危険度判定のための支援及び協力を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対して当該支援及び協力を要請するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭、電話等の方法により要請することができるものとし、その後速やかに当該書面を提出するものとする。

- （1） 災害の状況並びに支援及び協力を要請する理由
- （2） 支援及び協力を必要とする業務内容
- （3） その他支援及び協力に必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急危険度判定）

第3条 甲が乙に支援及び協力を要請する応急危険度判定は、三重県被災建築物応急危険度判定要綱（平成12年1月17日施行。以下「県判定要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく甲に係る指定避難所等の応急危険度判定とする。

2 前項の判定は、三重県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月5日施行）により登録された判定士が行うものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から支援及び協力の要請を受けた場合は、鈴鹿市災害対策本部長からの指示により、「判定士業務マニュアル（平成9年10月29日全国被災建築物応急危険度判定協議会制定）」及び甲が別に定める「防災協定に係る応急危険度判定活動等マニュアル」に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

2 甲の区域内において、震度6弱以上の地震が発生したときは、乙は、甲からの要請があったものとみなし、応急危険度判定を速やかに実施するものとする。この場合において、甲は、その事後において速やかに第2条第1項の書面を提出するものとする。

3 前2項の応急危険度判定は、県判定要綱第5条第2項第3号の規定に基づき被災建築物応急危険度判定支援本部から甲へ被災建築物応急危険度判定士が派遣された時をもってこれを終了するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急危険度判定を実施した場合は、速やかに書面により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応急危険度判定の実施に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（補償）

第7条 甲は、乙が第4条第1項及び第2項の規定により、応急危険度判定を実施し、乙又は乙の会員の責めに帰することができない事由により当該会員が死亡し、又は負傷したときは、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」により補償するものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙が第4条第1項及び第2項の規定により、応急危険度判定を実施し、第三者に損害を与えたときは、乙又は乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によりその損害を賠償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から協定締結翌年度末日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月13日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

末松則子

乙 三重県鈴鹿市道伯一丁目1番12号
一般社団法人 三重県建築士会 鈴鹿支部
支部長

三谷久夫